

平成 28 年度税制改正に向けた総務大臣への提言及び要請について

本年 6 月末に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2015（骨太の方針）」では、税源の偏在是正策を講ずることが示されました。年末の税制改正において、東京から財源を奪う不合理な偏在是正措置がさらに拡大される可能性があるなど、重要な局面を迎えています。

このたび東京都では、こうした動きに対し、大都市自治体及び都内自治体と連携して、地方税財政に関する提言を策定するとともに、国に対して要請活動を行うこととなりましたので、下記の通りお知らせします。

記

1 『日本再興を支える地方税財政の確立に向けて』都市からの提言

(1) 策定者（国への要請活動における代理出席者）

東京都知事 舛添 要一
神奈川県知事 黒岩 祐治（代理 副知事 黒川 雅夫）
愛知県知事 大村 秀章
大阪府知事 松井 一郎（代理 副知事 植田 浩）
名古屋市長 河村 たかし

(2) 提言概要（提言文は別添資料 1 のとおり）

- ・不合理な偏在是正措置の撤廃
- ・地方分権に資する地方税財政制度の抜本的な改革の推進

2 地方財源の拡充に関する要請

(1) 要請者

東京都知事 舛添 要一
特別区長会会長 西川 太一郎（荒川区長）
東京都市長会会長 並木 心（羽村市長）
東京都町村会会長 河村 文夫（奥多摩町長）

(2) 要請概要（要請文は別添資料 2 のとおり）

- ・地方法人課税の見直しに当たっては、限られた地方財源の中での財源調整ではなく、総体としての地方財源の拡充に取り組むこと

3 国への要請活動の実施について

今回策定した、5 都府県市による共同提言の国への提出と、都内 4 団体による国への共同要請について、以下のとおり実施します。

日 時：平成 27 年 11 月 12 日（木）

要請先：高市早苗 総務大臣

(問い合わせ先)
財務局主計部財政課
03-5388-2669

『日本再興を支える地方税財政の確立に向けて』都市からの提言

真の地方自治は、地方自治体が自らの権限とそれに見合う財源により、主体的に行財政運営を行うことで初めて実現できるものである。

一方で、地方財政は、年間約10兆円に上る巨額の財源不足が生じているほか、国と地方の歳出比率と税收比率が逆転しているなど、構造的な問題を抱えている。

今改めて必要なことは、地方分権の確立に向けた国と地方の役割分担の見直しと併せて、地方の役割に見合った財源を確保するため、地方税財源の充実強化を国・地方が一体となって進めていくことである。

しかしながら、国は、あるべき地方税財政の全体像を示すことなく、地方全体の巨額の財源不足をどう解消するかという本質的な議論を棚上げにしたまま、地方の限られた財源を再配分することに終始してきた。その結果、地方自治の根幹である地方財政の危機とも言える不合理な制度の見直しが続けられている。

地方財政が抱える巨額の財源不足は、地方間の水平調整では解決しないことは明らかである。都市と地方が限られた財源を奪い合うのではなく、日本全体を活性化させ、税收全体のパイを拡大させていくことが重要である。そのためには、都市と地方がそれぞれの持つ強みを発揮するとともに、互いの結びつきを強化することで共存共栄の関係を構築し、より多くの付加価値を、より効率的に生み出していくことが不可欠である。

こうした背景を踏まえ、日本再興を支える地方税財政の確立を目指し、以下のとおり提言する。

平成27年11月

東京都知事	舛添 要一
神奈川県知事	黒岩 祐治
愛知県知事	大村 秀章
大阪府知事	松井 一郎
名古屋市長	河村 たかし

[提言事項]

不合理な偏在是正措置の撤廃

- ・ 法人事業税の暫定措置は、消費税率10%への引上げを待つことなく、速やかに撤廃し、地方税として復元すること
- ・ 地方法人税は速やかに撤廃し、法人住民税に復元すること
- ・ 上記措置の拡大及び上記に類する地方自治体間での財源調整のための措置の新設は行わないこと

地方分権に資する地方税財政制度の抜本的な改革の推進

- ・ 地方分権の確立に向けた国と地方の役割分担の見直しと併せて、国と地方の税率比率を歳出比率に見合うものとするため、地方税の充実・強化を進めること
- ・ 財源保障機能及び財源調整機能を担う地方交付税の法定率引上げや、地方の実態に見合った財政需要を地方財政計画に的確に反映することなど、国が責任を持って対応し、地方交付税総額を確保すること
- ・ 臨時財政対策債は速やかに廃止し、地方交付税の法定率の引上げにより、本来の姿である地方交付税に復元すること

I 提言の背景

(1) 地方財政が抱える巨額の財源不足は地方間の水平調整では解決しない

地方の財源不足は年間約10兆円に上っているが、国は、昨今の地方税財政を巡る議論を都市と地方の財源争いという構図に矮小化し、地方自治の根幹である地方財政を危機に至らしめる不合理な制度の見直しを行ってきた。地方財政が抱える巨額の財源不足は、地方間の水平調整では解決しないことは明らかであり、総体としての地方税財源の拡充こそが目指すべき方向性である。

(2) 日本全体の持続的発展のためには、都市と地方が共存共栄の関係を構築し、新しい魅力を生み出していくことが不可欠

都市と地方は、経済活動、エネルギー需給、人の交流など、あらゆる面で密接に関わり合っている。こうしたことを踏まえれば、今改めて必要なことは、地方間で限られたヒト・モノ・カネを奪い合う「現状維持の発想」ではなく、都市と地方それぞれが持つ固有の強みや潜在力を最大限発揮するとともに、両者の結びつきを一層強化し、共存共栄により日本全体の発展を目指す「成長志向の取組」である。

また、経済の成熟化、グローバル化の進展など、社会構造が転換期を迎える中、日本経済の活性化に向けて重要な役割を担う都市の財源が奪われれば、日本全体の成長の足かせにもなりかねない。

Ⅱ 不合理な偏在是正措置の撤廃

(1) 不合理な偏在是正措置の経緯

平成20年度税制改正において、地域間の税源偏在の是正に早急に対応するため、消費税を含む税体系の抜本的な改革が行われるまでの間の暫定措置として、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税が創設された。平成26年4月から消費税率が引き上げられ、暫定措置創設時に予定していた地方消費税及び地方交付税原資の充実が実現したため、暫定措置は当然に撤廃され、地方税として復元されるべきところ、消費税率8%段階での地方税への復元は3分の1にとどまっている。

また、平成26年度税制改正において、地方消費税の引上げにより、「地方交付税の交付団体は、増収分が地方交付税の減となって相殺される一方、不交付団体においては財源超過額の増となり、地方自治体間の財政力格差がさらに拡大する」との理由から、法人住民税法人税割の一部を国税化し、地方法人税を創設するとともに、その全額が地方交付税原資化された。

さらに、「平成26年度与党税制改正大綱」や「経済財政運営と改革の基本方針2015」には、税源の偏在是正策の維持・拡大が明記されており、今後不合理な偏在是正措置の拡大も危惧される状況である。

(2) 不合理な偏在是正措置の問題点

① 受益と負担という地方税の原則に反する

地方税には、地方自治体が提供する行政サービスの受益に応じて税を負担すべきという応益性の原則があるが、行政サービスの提供を受けている地方自治体とは関係なく税が配分される仕組みであることから、受益と負担の関係が分断されており、地方税における応益性の原則に反する。

② 地方税を縮小することにほかならず、「地方分権」の理念と逆行する

地方自治体は、住民や企業等に対する行政サービスの提供において、国と比べて相対的に大きな役割を果たしている。こうした状況にも関わらず、地方の貴重な自主財源を国税化すること、また、地方交付税原資化により地方交付税への依存度が高まることは、将来にわたり地方の財政自主権を弱めるものであり、自主財源である地方税の充実を図るといふ「地方分権」の理念に大きく逆行する。なお、一部の不交付団体においては、法人住民税の国税化による減収が地方消費税の増収を上回り、差し引きで減収となる可能性がある。その場合、地方消費税の引上げにより住民負担が増加するのにもかかわらず、住民サービスの削減を余儀なくされるなど、地方法人税は自治体運営を阻害することとなる。

③ 実質的に地方交付税の総額不足の補填に活用されかねない

平成27年度以降、国においては、新たな措置として、地方法人税の偏在是正効果により生じる財源（不交付団体の減収分）を活用し、地方財政計画に歳出を計上することとされている。しかしながら、地方交付税の総額は、総務省と財務省の折衝により決定されるものであることから、実際に地方交付税総額が増えるという保障はなく、実質的に地方交付税の総額不足の補填に活用される恐れがあり、地方の財源が国の財政再建に充てられる可能性も十分考えられる。

④ 頑張る地方ほど報われず、「地方創生」の理念と逆行する

地方自治体は、企業等に対する行政サービスの提供を通して、域内の企業活動を支え、地域経済を活性化させる役割を果たしている。こうした状況にも関わらず、貴重な地方税を国税化することは、地方税収のパイを拡大するための地方自治体の努力を過小評価するものである。具体的には、地域経済の活性化等により税収が拡大すると、国が取り上げて再配分する税額も拡大するため、企業誘致など地方自治体の地域活性化に向けたインセンティブを阻害することとなる。このような仕組みは、地域の実情に即した施策により、経済の活性化と地方の自立を目指す「地

方創生」の理念とも逆行する。

⑤ 財源の奪い合いに過ぎず、地方税財源総体の拡充につながらない

そもそも、限られた税収を奪い合う水平調整の仕組みにすぎず、このような現状維持の発想に過ぎない措置をいくら拡大しても、地方税収全体のパイの拡大にはつながらない。そればかりか、多数の団体の減収を前提とした措置であるため、地方自治体間の対立を招きかねない。

提言

- ・ 法人事業税の暫定措置は、消費税率10%への引上げを待つことなく、速やかに撤廃し、地方税として復元すること
- ・ 地方法人税は速やかに撤廃し、法人住民税に復元すること
- ・ 上記措置の拡大及び上記に類する地方自治体間での財源調整のための措置の新設は行わないこと

Ⅲ 地方分権に資する地方税財政制度の抜本的な改革の推進

(1) 地方税財源総体の拡充を図るとともに、地方の自立につながる地方税体系を構築すべき

地方の自立と主体的な地域の課題解決に向けては、更なる地方分権の推進と財政自主権の確立により、地方自治体が自らの権限と財源に基づいて行財政運営を行う真の地方自治の実現が不可欠である。しかし、国と地方の歳出比率が4：6であるのに対し、国民が負担する租税収入の配分における国と地方の比率は、6：4という逆転した状況になっている。

今、目指すべきは、地方分権の確立に向けた国と地方の役割分担の見直しと併せて、国と地方の税収比率を歳出比率に見合うものとしていくことであり、そのためには、消費税をはじめ、複数の基幹税からの税源移譲などにより地方税の充実・強化を進めていくべきである。

(2) 地方の実態を踏まえた、必要かつ十分な地方交付税総額を確保すべき

今後も大幅な社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方自治体が責任を持って地域経済の活性化等の施策を推進していくためには、裏付けとなる財源の確保が必須であり、その財源として、地方交付税については、確実に保障されることが不可欠である。また、地域間の税収格差を調整するのは、地方交付税の役割である。このため、財源保障機能及び財源調整機能を担う地方交付税の法定率引上げや、地方の実態に見合った財政需要を地方財政計画に的確に反映することなど、国が責任を持って対応し、地方交付税総額を確保すべきである。

(3) 臨時財政対策債は速やかに廃止すべき

臨時財政対策債は、平成13年度に導入されて以来、地方から廃止と地方交付税への復元を繰り返し要求してきたにもかかわらず、4度目の延長期間である平成25年度で廃止されることなく、平成28年度まで5度目の延長

がなされたところである。

地方の借入金残高は、200兆円規模で推移しているが、このうち臨時財政対策債の残高は増嵩を続けており、地方自治体の財政の硬直化につながる公債費増大の最大の要因となっている。

臨時財政対策債を延長し、大量発行する状況を放置することは、将来の世代に負担を先送りしていることにほかならず、国がその責任を十分に果たしているとは言えない。また、過去に発行した臨時財政対策債の償還を、新たな臨時財政対策債の発行により行うという現状は、持続可能な地方財政制度の観点から、抜本的な見直しが急務である。

臨時財政対策債は速やかに廃止し、地方交付税の法定率の引上げにより、本来の姿である地方交付税に復元すべきである。

また、臨時財政対策債については、累増する都道府県残高のうち、都市の3府県が約2割を占め、都市3府県の臨財債償還費の増加率が、他の道府県に比べて非常に高くなっていることなどが示すように、比較的財政力の高い都市へ過度に傾斜配分されている。臨時財政対策債を廃止するまでの間においても、財政力指数の高い地方自治体に過大に配分されている不公平な臨時財政対策債発行可能額の算定方法を見直すべきである。

提言

- ・ 地方分権の確立に向けた国と地方の役割分担の見直しと併せて、国と地方の税率比率を歳出比率に見合うものとするため、地方税の充実・強化を進めること
- ・ 財源保障機能及び財源調整機能を担う地方交付税の法定率引上げや、地方の実態に見合った財政需要を地方財政計画に的確に反映することなど、国が責任を持って対応し、地方交付税総額を確保すること
- ・ 臨時財政対策債は速やかに廃止し、地方交付税の法定率の引上げにより、本来の姿である地方交付税に復元すること

総務大臣
高市 早苗 様

地方財源の拡充に関する要請書

地方自治体が自らの責任と権限においてその役割を果たすためには、地方の権限に見合う財源が確保されるよう、地方財源の拡充を図る必要がある。

しかし、国は、平成26年度税制改正において、受益と負担という地方税の原則を曲げて20年度に導入した地方法人特別税・譲与税を廃止せず、3分の2の規模で継続した。その上、地方の貴重な自主財源である法人住民税の一部を新たに国税化し、消費税率10パーセント段階では、法人住民税の国税化を更に進めるとした。これらの措置は、明らかに地方分権の進展に逆行し、地方自治の本旨に反するものである。

本年6月に策定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」では、税源の偏在是正策を講ずることがより明確に示されており、来年度税制改正での不合理な偏在是正措置の更なる拡大が危惧される。

一方、地方自治体には、少子高齢化への対応、教育や産業振興、社会資本の維持更新など、将来にわたり膨大な財政需要が存在しており、今後も住民生活を支える行政サービスを提供していくためには、地方の役割に見合った財源の確保が不可欠である。

こうした中、地方全体で毎年約10兆円に上る巨額の財源不足を抱えている現状をも踏まえれば、地方間での財源調整で根本的な問題の解決を図ることは困難である。現状維持の発想ではなく、日本全体を活性化させ、税収全体のパイを拡大させていくためには、都市と地方の共存共栄の関係を構築し、より多くの付加価値を生み出していくことが重要である。

よって、東京都、特別区長会、東京都市長会及び東京都町村会は連名で、国会及び政府に対し、地方法人課税の見直しにあたっては、限られた地方財源の中で財源調整を行うのではなく、総体としての地方財源の拡充という本質的な問題に取り組むよう強く要請する。

平成27年11月12日

東京都知事 舛添 要一

特別区長会会長 西川 太一郎

東京都市長会会長 並木 心

東京都町村会会長 河村 文夫